

## 第14回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議

日 時：平成29年7月15日（土曜日）

午後6時00分から午後6時15分まで

場 所：宮城県行政庁舎 2階 講堂

## 1 開会

○司会：定刻となりましたので、これから第14回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議を開催させていただきます。本日事務局を務めさせていただきます宮城県循環型社会推進課の三沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の御出席者につきましては、資料に出席者名簿を付けておりますので、恐縮ですがそちらで御確認をお願いいたします。

次にお手元の配布資料の確認をさせていただきます。本日の「次第」のほかに「資料1-1 出席者名簿」、「資料1-2 座席表」、「資料28, 000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に向けた今後の方向性（案）」、「参考資料 宮城県における8, 000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物の濃度測定結果について（統合版）」。以上をお付けしております。なお、不足する資料等がございましたら、事務局までお申し出願います。

## 2 あいさつ

○司会：それでは開会に当たりまして、村井知事から御挨拶を申し上げます。

○村井知事：皆さん、こんばんは。御多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

前回6月18日の会議では、「自圏域内で農林業系廃棄物の処理を開始することといたしまして、処理能力に余力を生み出すために、一般家庭ごみの受入れを全圏域で協力をする」という県の提案に、皆様、一度、持ち帰って話し合いをしたいという話でございました。

そこで、本日は、再度、県からの提案について各市町村での検討結果を踏まえながら御議論をいただく予定としております。

この問題の解決には、まず一步を踏み出すことが大変重要であります。そのため本日の会議として、できれば合意をしていただき、県全体の協力の下、一日も早い処理を進めていきたいと考えております。

どうか限られた時間ではございますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

○司会：それでは、ここからの進行は副知事が務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

### 3 議事

○河端副知事：進行役を務めさせていただきます，河端でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

知事からお話がありましたように，前回6月18日の会議では，お示しした県の提案を一度，各市町村にお持ち帰りいただき，御検討いただくということにしてございました。本日，改めてその検討結果を踏まえた県の提案に対する皆様からの御意見を伺うため，この場を設定させていただいたものでございます。

それでは早速，議事の「8，000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理について」に入らせていただきたいと思います。お配りしました資料に基づきまして，環境生活部長から御説明を申し上げます。お願ひします。

○後藤環境生活部長：環境生活部長の後藤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは，「8，000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に向けた今後の方向性（案）」ということで御説明申し上げます。基本的には前回の会議の確認になろうかと思ひます。

資料2「8，000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に向けた今後の方向性（案）」を御覧ください。

まず，「1 県の処理方針（案）」を御覧ください。こちらは「（1）今回の測定により8，000ベクレル以下であることが確認された約3万6千トンの汚染廃棄物について県内すべての自治体が協力して広域処理を行う」など，7項目の方針を昨年11月の市町村長会議で県からお示ししたものと変わりなく，基本的にはこの方針案をベースに今後の方向性を検討いただくというものでございます。

次に「2（今回の提案）」でございます。2枚目でございます。「今回の提案」を御覧ください。こちらは前回の会議で新たにお示ししたものでございまして，概要といたしましては「処理方針案に基づき市町村の属する圏域内で農林業系廃棄物の処理を開始することとし，焼却施設の処理能力に余力を生み出すために一般ごみの受入れを全圏域で協力する」ということを県から提案させていただいたものでございます。

具体的には，既に農林地還元を行っている市町村はそのまま農林地還元による処理を実施する。農林地還元の意向のある市町村も準備が整い次第，農林地還元を開始していただく。

2つ目として、焼却の意向がある市町村は、自圏域で、自らの属する圏域内で農林業系廃棄物の焼却を開始していただく。

3つ目といたしまして、農林業系廃棄物を保管していない市町村及び焼却を行わない市町村は、他圏域からの一般ごみの受入れで、農林業系廃棄物の処理を促進していただくという取組3点によりまして、全県的な農林業系廃棄物の処理を進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、焼却量やモニタリングの頻度など、具体的な内容については、県からの提案に御賛同いただいた後に、各市町村又は広域組合さんと個別に調整させていただきたいというふうに考えております。

次のページ、「3 今後のスケジュール（案）」を御覧ください。

県からの提案に御賛同いただけるのであれば、収集運搬を始めとする各種契約や環境モニタリング機器の手配等の必要な準備を行い、今年中に試験焼却を開始したいと考えております。そして、試験焼却で様々な濃度の農林業系廃棄物を段階的に焼却し、焼却灰への放射性セシウムの移行状況等を確認した上で、来年度から本格焼却を開始するスケジュールを考えおります。これらスケジュールにつきましても、本日の会議の開催日以外は前回会議と同じで変わってございません。

次に、次ページの「参考 宮城県内の現状」につきましては、前回会議資料の再掲でございます。図に示したもののうちオレンジの約3万6千トンが今回御検討いただく農林業系廃棄物の位置付けでございます。

なお、参考資料といたしまして、報道機関などからも御要望がありまして、県が測定しました8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物と国が測定した未指定廃棄物の測定結果を統合した、つまりは3万6千トンに該当する市町村別内訳をお示しをいたしましたので、適宜、御参照いただければと思います。

考え方の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○河端副知事：はい、ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、皆様の御意見を賜りたいと思います。

御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。御意見等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河端副知事：よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○河端副知事：はい，ありがとうございます。それでは御意見が無いようでございますので。はい，どうぞ美里町長さん。

○相澤美里町長：大変御苦労様でございます。先ほどの説明ですと県の方針により本年度中に試験焼却を始めたいというような方向性だと思いますけれども，本町でも，大崎地域でもいろんな議論がございまして，試験焼却には当然前向きに進めておりますけれども，やはりまだまだ住民の不安・不信が残っております。大崎地域では今後丁寧に最終処分場の方々，そして焼却場の方々に御理解をある一定程度いただきながら進めたいというのが大方の御意見でございます。「今年度中」という後ろを決めていただきますと私たちも丁寧にする時間がございませんので，試験焼却に踏み込むということに変わりはございませんけれども，「ある一定程度の時間をお願いしたい」と，そのように思っている訳ですが，いかがでしょうか。

○村井知事：当然，住民の皆さんに対して丁寧に説明することは重要なんですけれども，全ての地域住民の皆さんが同意するまで全員止まったままということになると，おそらく，また全然動かなくなってしまうと思われまして，ある程度「この時期にやりたい」という目標時期というものは示していかなければなりません。

また，今日合意いただきますと，先ほど部長から説明いたしましたとおり，モニタリング機器の準備であつたり，あるいは搬入・搬出のための業者の手配等もありますので，業者等の手配をするのに「いつになるか分からない」ということになりますと，また業者にも大変迷惑をかけてしまいますので，やはり一定の目標というのは重要だというふうに思っております。おそらく，これからモニタリング機器を準備して整うまでには，やはり数ヶ月かかるかと思っておりますので，その間にできるだけ丁寧に説明をさせていただきたいと思えます。

皆さんが「県が来い」あるいは「国が来て説明が必要だ」ということであれば我々も参加をいたしますので，是非とも御協力をよろしくお願いしたい

と思います。

今回のこの提案の一番のポイントは焼却するところは同じタイミングで、同じ日に、「せいの」で「まず燃やし始めるんだ」と、そして一般家庭ごみもみんなで協力して「せいの」で「受入れをするんだ」という、みんなである意味お叱りを受けながら、批判を受けながらも「みんなで手をつないで一歩前に進む」ということが重要でございますので、その点については是非協力をお願いしたいというふうに思います。

なお、決してこれは誤解をしてほしくないんですが、「県で押し切る」ということでは決してないんですけど、もう6年半も経っておりますので、「是非ここでみんなで一歩踏み出したい」という、その気持ちは御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○河端副知事：よろしいですか。

○相澤美里町長：はい、分かりました。お互いに県と連絡・調整を進めながら私達も精一杯努力しますけれども、そういう意味では県の対応もよろしくをお願いします。

○河端副知事：ほかにございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河端副知事：よろしいですか。御意見がこれ以上無いということでございますので、ここで県全体としての方針をここで取りまとめたいと思います。知事、発言をお願いします。

○村井知事：繰り返し同じこととなりますけれども、基本方針として焼却を希望する市町村で試験焼却を開始するということにいたします。今回合意する基本ルールの範囲内であれば、今後の進め方につきましては、宮城県に御一任をいただきたいというふうに思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○村井知事：ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○河端副知事：はい，ありがとうございます。それでは，全県一致の協力の元に農林業系廃棄物の処理に取り組んでいくことにいたしたいと思います。

ここでまた，最後になりますけれど，知事から発言をさせていただきたいと思います。知事，お願いします。

○村井知事：大変ありがとうございました。マスコミの報道もあって，「皆さん合意いただけるのではないか」というようなこともありましたけれども，正直どういうふうになるか不安に思っておりましたが，お陰様で皆様から御賛同いただいたということで胸をなでおろしております。

今回，大枠を合意いただきましたので，今後詳細をまずは事務レベルで協議をさせていただきまして，年内に試験焼却が開始できるよう，県としても最大限の支援をしてまいりたいという思いでございます。

毎回，毎回このように集まるという訳にはいきませんので，今後大きな問題が生じない限りはですね，事務方ベースでの話し合い・打合せということにさせていただきたいと思っておりますので，御理解をいただきたいと思います。

この問題につきましては，県民誰もが被害者という状況の中で，本来速やかに処理されるべき廃棄物が6年以上にわたって一時保管されている状況でございます。

この問題をこのまま放置するのではなくて，ここでみんなで手を合わせて，手を組んで一歩前進させて，宮城県はこの問題を克服して，「真の復興を成し遂げる」というメッセージを全国に発信できればと思っておりますので，皆様御協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。県としても全力で取り組むことをお約束いたします。

今日はどうも大変ありがとうございました。

○河端副知事：はい，ありがとうございます。なお，今後の詳細につきましては，先ほど説明がありましたように，追って事務局から連絡をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

本日の会議はこれで終了させていただきます。貴重な時間をありがとうございました。